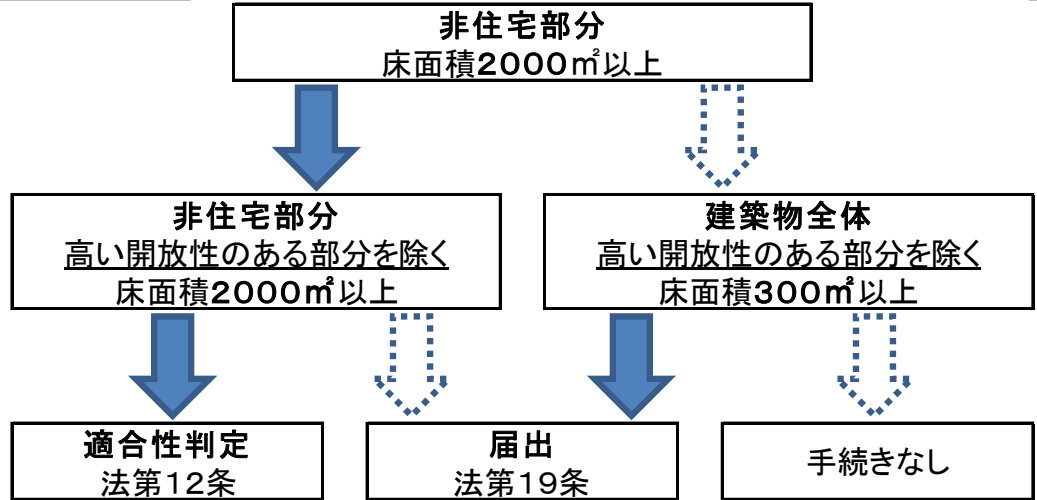


# 建築物省エネ法手続きフローチャート

新築時

増築時

YES NO



※高い開放性のある部分とは、床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の割合が1/20以上を有する空間を指します。(令第4条)

**適合性判定を受けたとみなすもの**

次の場合においては適合性判定を受けたものとみなされます。  
(法第25条第1項、第30条第8項、法附則第8条第8項)

適合通知書の代わりに認定書の写しを添付してください。

- 大臣認定(建築物省エネ法第23条)を受けた場合
- 性能向上計画(建築物省エネ法第30条)の認定を受けた場合
- 低炭素建築物新築等計画(エコまち法第53条)の認定を受けた場合

**適用除外**

以下に示す建築物は建築物省エネ法の適合性判定・届出は必要ありません。  
(法第18条、第22条、令第7条)

・自動車車庫、駐輪場、畜舎、公共用歩廊、仮設建築物、重要文化財 etc.

